制度名	資金の種類	融資の対象者	資金使途	貸付限度額	融資期間	償還方法	保証等の 条件	利子補給	信用保証料の補助	責任共有
青梅市 中小企業振興資金等 融資制度	運転資金	中小企業者および団体中小企業者及び団体	商品・材料仕入・買掛 金・手形決済、諸経費支 払等	1000万円 (団体は5000 万円)	7年以内(据置期間6ヶ月含む)	1. 通 人 元本均等 償還 の	1人連人担い保のあ以帯ま保は証保るに証はる用会がと	(据置期間は6ヶ月を限度に10分の6)を青梅市が金融機関に補給	信用保証料の2分の1を 青梅市が補助(100円 未満切捨)	対象
	設備資金		工場・店舗の増改築・機 械類の購入等設備の設置 改善(原則として未着手 の設備に限る)	2000万円	10年以内(据置期 間1年含む)					対象
	小口緊急 対策資金	中小企業者	小口緊急対策的運転資金	500万円	7年以内			契約利率の10分の5 (融資実行後1年間に 限り全額)を青梅市が 金融機関に補給	信用保証料の全額を青 梅市が補助(100円未 満切捨)	対象
	開業・ 運転資金	市内に住所を有し市内で中小 企業者として新たに開業しよ うとするものであって、申し 込みまでに開業についての相 談を受け事業計画が明確にさ れているものおよび開業1年 未満の中小企業者		500万円	7年以内(据置期			限り全額)を青梅市が	信用保証料の全額を (東京都3分の2および 青梅市3分の1)が補助 (100円未満切捨) ※開業・設備資金は一 部例外あり	
	開業・ 設備資金		工場・店舗の増改築・機 械類の購入等設備の設置 改善(原則として未着手 の設備に限る)	1000万円	間6ヶ月含む)					対象

[※]開業・設備資金の利用の際、次の3つすべてに当てはまる時は、信用保証料について青梅市3分の1補助のみが適用となります。

①3年以内返済、②責任共有制度の対象外、③東京都制度融資との併用において「創業者特例」を希望

制度名	資金の種類	融資の対象者	資金使途	貸付限度額		融資期間	償還方法	保証等の 条件	利子補給	信用保証料の補助	責任共有
青梅市 小口零細企業 保証資金 融資制度	運転資金	小規模企業者(常時使用 する従業員の数が20名以 下(商業・サービス業は5 名以下)の法人もしくは 個人)	商品・材料仕入・買掛 金・手形決済、諸経費支 払等	1000万円	他の保証付融 資と合計して 2000万円を超 えないこと	7年以内(据置期間6ヶ月含む)			梅市が金融機関に補給	信用保証料の全額を (東京都2分の1および 青梅市2分の1)が補助 (100円未満切捨)	対象外
	設備資金		工場・店舗の増改築・機 械類の購入等設備の設置 改善(原則として未着手 の設備に限る)	1250万円		10年以内(据置期 間1年含む)	元本均等 協会	信用保証協会の保証があること			-
	小口緊急対策資金		小口緊急対策的運転資金	500万円		7年以内			契約利率の10分の5 (融資実行後1年間に 限り全額)を青梅市が 金融機関に補給	信用保証料の全額を (東京都2分の1および 青梅市2分の1)が補助 (100円未満切捨)	対象外